平成２２年（フ）第２８号
静岡県掛川市下俣1086番地の４　メゾン中央203号
債務者　竹内　直子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
沖縄県うるま市字田場309番地１　川原団地３―401
債務者　仲宗根正広（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２０８５号
神奈川県鎌倉市山ノ内872番地　フローレス山ノ内203号
債務者　林　千代作
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２３４号
横浜市金沢区泥亀１丁目17番８号　メゾン小山ビル201号
債務者　近藤　　悟
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６号
静岡県御殿場市杉名沢224番地の16　フローラミナミＢ201、前住所静岡県富士市宮島231番地の15　ロイヤルマンション富士410号、前々住所静岡県焼津市三ケ名316番地　ラグーナＫ101、前々々住所静岡県御殿場市川島田736番地の15―505
債務者　大城美乃里
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２０８号
静岡県富士宮市北山2886番地の５
債務者　遠藤奈緒子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５４８号
川崎市宮前区平４丁目21番７号　コーポ中村202
債務者　上村　正義
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
大分県竹田市大字神原1437番地
債務者　工藤健一郎
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時40分
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第９０号
石川県小松市大領中町１丁目327番地
債務者　綿谷　香奈
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１０１０号
東京都八王子市南新町13番地12プランドール長尾Ａ301号
債務者　勝田龍太郎
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０９２号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目32番地の13
債務者　加藤美砂子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１０８号
東京都西東京市柳沢３丁目１番８号浦船荘101
債務者　青木　珠子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１０９号
東京都西東京市柳沢３丁目１番８号浦船荘101
債務者　青木論紀雄
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３４号
長崎県佐世保市田原町６番16号
債務者　西川　京子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
長崎県佐世保市花高２丁目１番３―201号、旧住所長崎県佐世保市鹿子前町107番地２
債務者　奥村　知子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係